

タイトル	提出先	発信日
日中意匠制度シンポジウムでの意見発信	CNIPA 専利局外観設計審査部	2020年11月19日

要望内容 遅延審査請求制度の改善

現状 / 課題

同制度においては、遅延審査を請求した期間に応じ、意匠出願案件の公報公開を遅延することが可能である。しかしながら、請求期間終了後に方式審査が開始されるため、権利を獲得することが遅くなる。よって、模倣品が発生した場合、迅速に権利を行使できない恐れがある。

要望事項

遅延審査を請求できる期間は1年・2年・3年の年単位だが、月単位でも請求できるようになること。(最長36ヶ月(3年))

遅延審査を必要としなくなった場合、登録までの何時でもその請求を解除可能になること。

上記 が受入れられない場合、出願から登録までの期間を短縮する早期審査を可能とすること。

専利審査指南において、「必要がある場合、専利局は自発的に審査手続きを開始することができ、出願人が提出した遅延審査申請は未提出と見なされる。」と記載されているが、これでは運用が不安定となるため、当該記載を削除すること。

日本及び諸外国の状況

日本国意匠法第14条(登録日より最大36ヶ月の秘密請求が可能)

韓国デザイン保護法第43条(登録日より最大36ヶ月の秘密請求が可能)

欧州連合意匠理事会規則第50条1項(出願日より最大30ヶ月の公告繰り延べが可能)

要望内容 実体審査の導入

現状 / 課題

現在の国家知識産権局は、類否判断を行わない無審査制を導入している。一方、権利を有する資格が無い第三者による案件の登録が見受けられる。このような案件は、本来の権利者が無効請求し取消されるまで、有効性がない権利として成立することになる。これは、本来の権利者が権利を活用する上で不利益である。

要望事項

2009年10月1日付で施行された第三次改正の専利法において、意匠にも評価報告書制度が採用された。これを受け、国家知識産権局内または関連組織内に意匠に係る検索体系が構築され、実体審査を行うことが可能になったと考える。よって、権利の安定性を図るため審査主義の採用を望む。

日本及び諸外国の状況

日本意匠法第16条および米国特許法第131条において、両国特許庁は、方式審査と実体審査を経て出願人に意匠権を付与する審査主義を採用している。

確認事項 ハーグ協定への加盟について

現在と今後現在、ハーグ協定には72ヶ国が加盟している。この内、ID5*の一つである中国は未加盟である。一方、ハーグ出願を行っている日本企業はまだ少ない。今後、中国がハーグ協定に加盟することになった場合、日本企業の意匠出願戦略に影響を及ぼすであろう。また、世界の意匠出願の90%を日米欧中韓で占めているため、出願人(企業)は中国の動向を注視している。

ID5 / 日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO)